

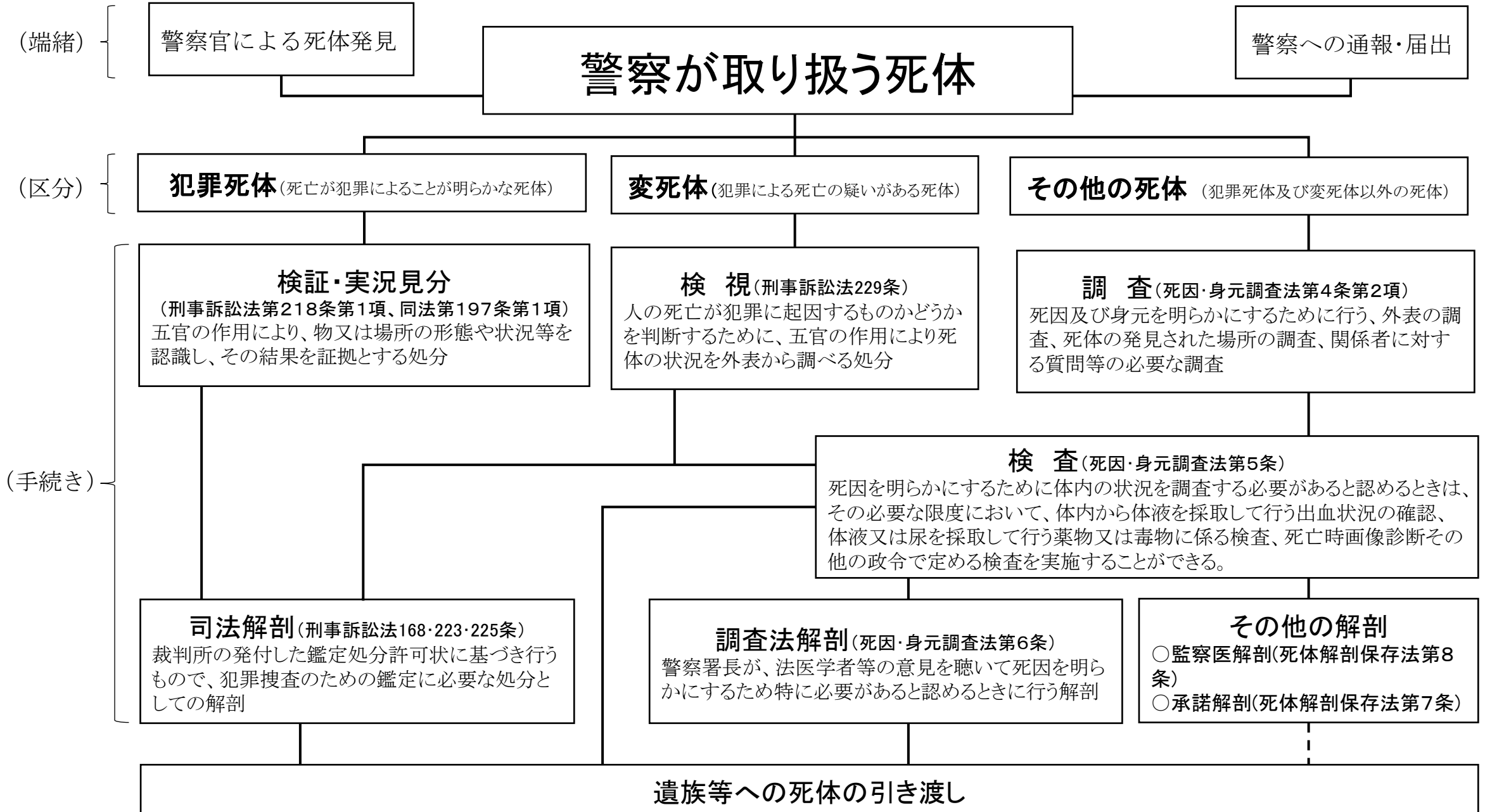


死因究明等推進計画に基づく 施策の推進状況について

令和8年6月8日

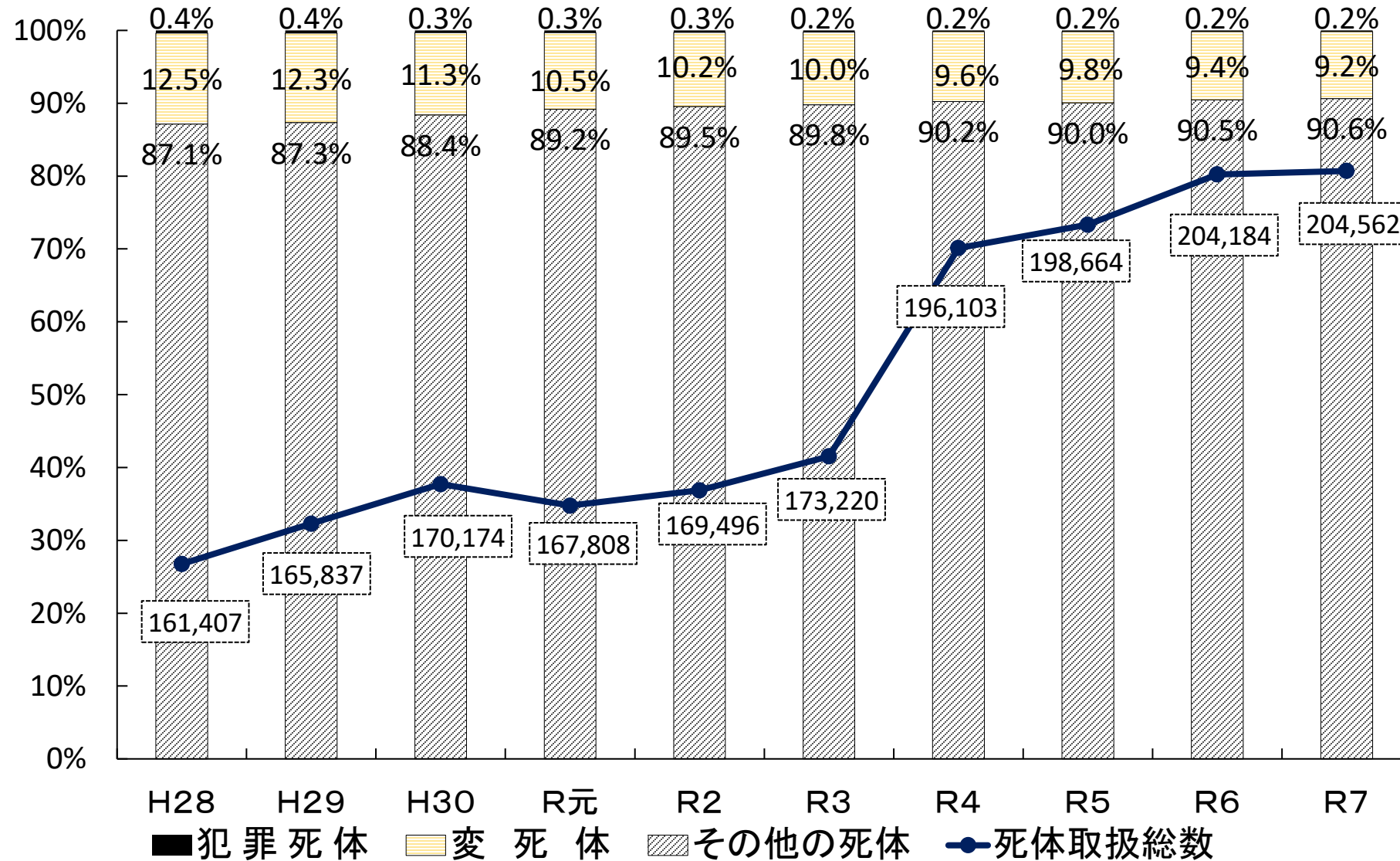
警察庁

警察における死体取扱いの流れ



警察取扱死体数等の推移(H28~R7)

- 令和7年の死体取扱数:20万4,562体
- 統計の残存する平成8年以降で最多
- 「その他の死体」が全体の9割を占めている



死因究明等推進計画に基づく施策の進捗状況

○ 死因究明等に係る人材の育成等(法第10条)

◆ 検視官等に対する教育訓練(施策番号5)

- 警察庁では、日本法医学会等の協力を得て、全国警察の検視官及び検視官補助者を対象とした研修を実施し、法医学者、歯科法医学者等による講義、ゼミ等を実施
- 都道府県警察においても、死体取扱業務に従事する警察官等にする研修を実施

○ 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備(法第12条)

◆ 大規模災害等における歯科所見情報の照会要領の策定運用(施策番号29)

○ 警察における死因究明等の実施体制の充実(法第13条)

◆ 効果的かつ効率的な検視官の運用(施策番号30)

- 検視官臨場率 平成19年:11.9% → **令和7年:82.7%**
- 引き続き、必要な案件への確実な現場臨場により、警察署の警察官に対する指導・助言等を推進
- 令和6年1月から全国警察において映像伝送装置を活用した効率的な死体取扱業務を運用中

◆ 科学捜査研究所における薬毒物の分析機器や鑑定標準品の整備(施策番号32)

◆ 死亡時画像診断の積極的な実施(施策番号34)

- 令和7年中:**2万20件**(警察取扱死体の**9.8%**)

◆ 身元確認照会システムの適正かつ効果的な運用(施策番号35)

○ 死因究明のための死体の科学調査の活用(法第15条)

◆ 必要な薬毒物検査の確実な実施(施策番号63)

- 薬毒物検査:**19万3,126件**(警察取扱死体の**94.4%**)